

受注者 様

## お知らせ

(「令和8年3月15日から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置等について)

### 1. 特例措置について

#### (1) 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、対象となる建設工事及び建設コンサルタント業務等の受注者は、中津市公共工事請負契約約款第64条、中津市土木設計業務等委託契約約款第58条、中津市建築設計業務等委託契約約款第67条及び中津市建築工事監理業務委託契約約款第56条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができますので、本特例措置等に基づく対応が可能であるかについては、監督員にご確認ください。

なお、請求書の作成にあたっては添付の様式を参考に作成してください。

#### (2) 対象となる建設工事及び建設コンサルタント業務等及び取扱いについて

ア 令和8年3月15日以降に開札を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額及び業務委託料に契約を変更するものとします。

変更後の請負代金額及び業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価により積算された金額

$k$  : 当初契約の落札率

イ 令和8年3月14日以前に開札を行った建設工事のうち、3月15日において工期の始期が到来していないものについては、中津市公共工事請負契約約款第25条第6項を準用するものとします。

### 2. 建設工事におけるインフレスライド条項の適用について

令和8年3月14日以前に開札を行った建設工事のうち、3月15日において工期の始期が到来しているものについては、中津市公共工事請負契約約款第25条第6項を適用するものとします。

### 3. その他

対応が可能であった場合は、請負代金額及び業務委託料変更協議の請求期限についても協議をお願いします。

なお、中津市公共工事請負契約約款第25条第6項の準用又は適用については「大分県公共工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアルを準用します。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/infuresuraido.html>